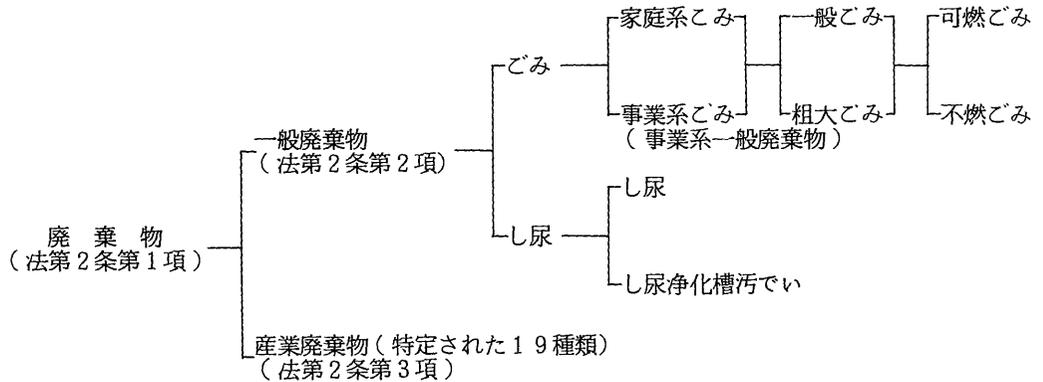


第8章 廃棄物

経済の成長、生活水準の向上に伴う各種の廃棄物の量的増大と質的变化には著しいものがあるが、これらの現状に対処し、廃棄物を適正に処理するため、昭和45年廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）が制定され、翌年9月施行された。

廃棄物は、表124に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に帰属することとなるが一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、他方産業廃棄物は、排出事業者の処理責任が明定されている。

表124 廃棄物の分類



第1節 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法第6条に定めるところにより、処理すべき区域を定め、当該区域内における一般廃棄物の処理について所定の計画を策定し、これに基づき収集、運搬、処理処分を計画的に実施することになっている。

計画的に収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するためには処理施設を整備し、これらの施設において衛生的に処理する必要があるが、施設の整備については各市町村において廃棄物処理施設整備緊急措置法に基づき国が定める計画によって整備事業の推が図られている。

昭和56年度末現在において、一般廃棄物処理施設による衛生処理の体制は、おおむね整備されているが今後、排出量の増大及び施設の老朽化等に伴い各市町村において、施設の新増設及び新等、処理率の向上が図られるよう検討する必要がある。

1 し尿処理

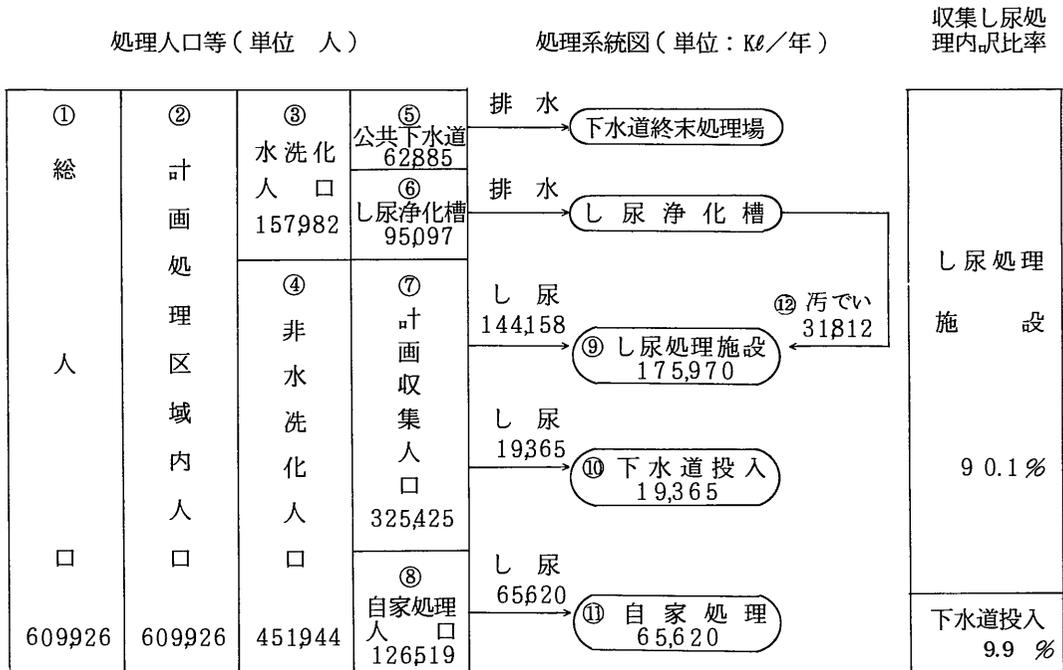
し尿の処理については、公共下水道の整備により下水道終末処理施設で処理することが望

いが、下水道が普及していない地域においてはし尿浄化槽が普及しつつある。

しかし、大半の家庭は、くみ取便所であり、これらのくみ取りし尿及び浄化槽汚でい等は、し尿処理施設等において衛生処理する必要がある。昭和55年度におけるし尿の処理状況については、図4に示すとおりである。

し尿処理施設の整備状況等は表125に示すとおりであるが 処理率の向上及び施設の老朽化等に伴う新增設及び更新を関係市町村において検討する必要がある。

図4 し尿処理の状況（昭和55年度実績）



（人口ベース）

計画区域率 ②/①×100 = 100.0%

水洗化率 ③/①×100 = 25.9%

非水洗化率 ④/①×100 = 74.1%

計画収集率A ⑦/①×100 = 53.4%

自家処理率A ⑧/①×100 = 20.7%

公共下水道水洗化率 ⑤/①×100 = 10.3%

し尿浄化槽水洗化率 ⑥/①×100 = 15.6%

計画収集率B ⑦/④×100 = 72.0%

自家処理率B ⑧/④×100 = 28.0%

1人1日当たりし尿収集量

$(⑨+⑩-⑫) \times 10^3 \div ⑦ \div 365 = 1.38\ell/\text{人}\cdot\text{日}$

1人1日当たりし尿排出量

$(⑨+⑩+⑪-⑫) \times 10^3 \div ④ \div 365 = 1.39\ell/\text{人}\cdot\text{日}$

1人1日当たりし尿浄化槽汚でい収集量

$⑫ \times 10^3 \div ⑥ \div 365 = 0.92\ell/\text{人}\cdot\text{日}$

表125 し尿処理施設の整備状況

(昭和56年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 ($\text{kl}/\text{日}$)	処理方式	稼動開始年月	B 昭和55年度中の年間処理実績 ($\text{kl}/\text{年}$)	$\frac{B}{A \times 365}$	残渣量 ($\text{t}/\text{年}$)
東部広域行政管理組合	因幡浄苑	鳥取市秋里 1037番地	170	好気性 消 化	46.11	46,545	0.75	112
中部広域行政管理組合	日の宮 浄 苑	倉吉市小田字日の 宮3番地	120	嫌気性 消 化	40.7	42,802	0.98	4,638
米子市ほか 9か町村衛生施設組合	米子市 浄化場	米子市安倍 214番地	56	嫌気性消 化+(散 水ろ床法)	39.1	12,232	0.60	47
			120	好気性 消 化	49.12	32,492	0.74	128
	白 浜 浄化場	西伯郡淀江町中間 856番地	80	”	42.4	22,396	0.77	327
境港市	境港市 浄化場	境港市小篠津町無 番地	56	嫌気性 消 化	39.4	15,140	0.74	260
日野町・江 府町・日南 町衛生施設 組 合	清化園	日野郡江府町大字 佐川2番地	14	二段活性 汚 दै	40.4	4,363	0.85	20
計			616			175,970	0.78	5,532

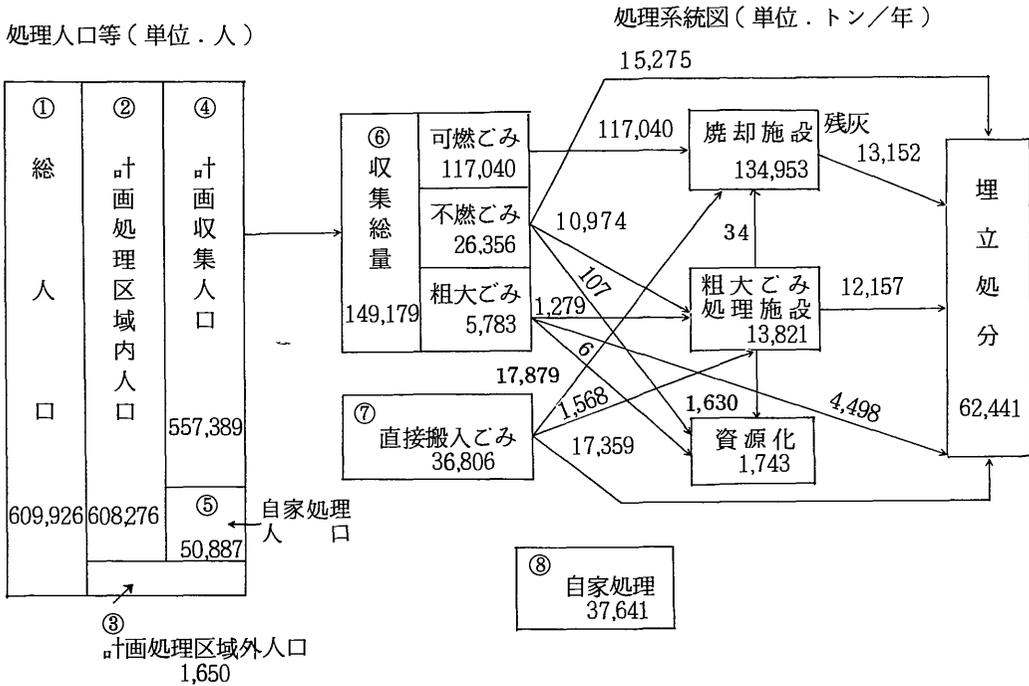
2 ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、量的には増大傾向から横ばいの傾向に転じているが、質的にはなお多様化の傾向をたどっており、市町村ではこれらのごみ及び事業活動に伴って生じる廃棄物のうち所定のものについて、収集 運搬、処理、処分に至る一連の作業を処理計画の中で定めている。

昭和55年度におけるごみ処理の状況は、図5及び図6のとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の66.7%、事業系一般廃棄物等直接搬入量は16.5%、自家処理量は16.8%である。

なお、ごみ処理施設整備状況は、表126、表127のとおりである。

図5 ごみ処理の状況(昭和55年度実績)



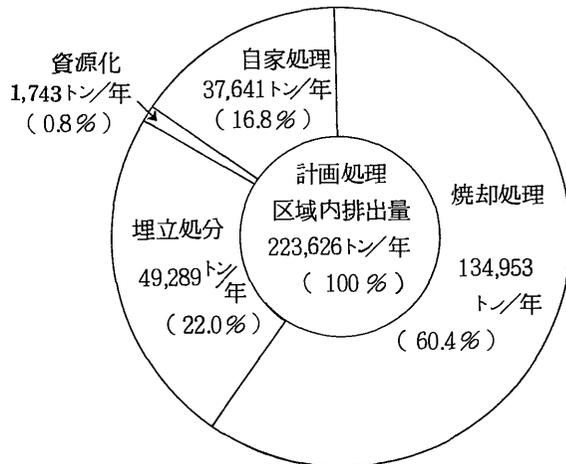
計画収集区域率 $②/① \times 100 = 99.7\%$

計画収集率 $④/① \times 100 = 91.4\%$

1人1日当たりごみ排出量 A $⑥ \times 10^6 \div ④ - 365 = 733g/人 \cdot 日$

1人1日当たりごみ排出量 B $(⑥+⑦+⑧) \times 10^6 \div ② - 365 = 1,007g/人 \cdot 日$

図6 計画処理区域内におけるごみ処理の状況



(注) 埋立処分には、残灰は含まない。

表126 ごみ処理施設(粗大ごみ処理施設を除く)整備状況

(昭和56年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の 規模 (t/日)	知型式	稼動 開始 年月	B 昭和55年 度中の年間 処理実績 (t/年)	稼動率	残渣量 (t/年)
							$\frac{B}{A \times \text{稼動日数}}$	
鳥取市	神谷清掃工場	鳥取市西今在家 227	180	連続燃焼式	昭和49.11	40,204	0.64	4,422
国府町	こくふ浄苑	国府町岡益 524, 525	6	機械化バッチ式	46.12	1,448	0.95	112
岩美町	岩美町清掃工場	岩美町大字浦富 字坊谷	30	"	53.6	2,640	0.37	320
福部村	福部浄苑	福部村大字中109	6	"	50.4	742	0.40	70
河原町	河原町 ごみ処理場	河原町大字郷原 4342	5	固定バッチ式	46.4	300	0.92	15
			8	機械化バッチ式	52.4	1,388	0.75	97
若桜町	若桜町菅 塵芥処理場	若桜町大字浅井	10	"	51.5	1,118	0.38	75
智頭町	智頭町 塵芥処理場	智頭町大字市瀬 1,6432	8	固定バッチ式	44.6	1,504	0.64	118
八頭東部 衛生施設組合	組合立 ごみ処理場	船岡町大字水口 1422	20	機械化バッチ式	50.10	2,760	0.47	167
佐治用瀬 ごみ処理施設組合	"	佐治村大字葛谷字 水工谷4782	12	"	48.7	1,252	0.36	63
気高郡衛生施設組合	"	気高町大字八束水 字カガ谷	20	"	48.4	5,797	0.97	522
中部広域 行政管理組合	向山清 掃工場	倉吉市和田東町893	36	"	44.8	9,134	0.93	1,076
	東伯清 掃工場	東伯町田越104	50	"	49.12	10,926	0.80	1,092
	赤碓分場	赤碓町篁津5142	5	"	45.3	739	0.54	55
米子市	米子市菅 塵芥処理場	米子市長砂町9461	60	"	46.10	0	0.00	0
	米子市清 掃工場	米子市河崎3333	290	連続燃焼式	54.4	31,753	0.42	3,175
境港市	境港市菅 塵芥処理場	境港市福定町673	30	固定バッチ式	41.4	5,679	0.63	568
			20	"	48.4	3,786	0.63	378
西伯町外2カ町 清掃施設管理組合	新宮谷 焼却場	西伯町大字法勝寺 字新宮谷221	7	"	47.5	842	0.70	29
	能竹焼却場	西伯町能竹	10	機械化バッチ式	55.6	606	0.38	28
日吉津村	日吉津村 塵芥処理場	日吉津村日吉津 1,866	3	固定バッチ式	44.2	535	0.64	19
			3	機械化バッチ式	56.1	49	0.65	4
淀江町	淀江町 ごみ焼却場	淀江町大字福岡 字高尾谷	10	"	53.4	1,734	0.76	205

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 (t/日)	炉型式	稼動開始年月	B 昭和55年度中の年間 処理実績 (t/年)	稼動率	残査量 (t/年)
							$\frac{B}{A \times \text{稼動日数}}$	
大山町	大山町塵芥処理場	大山町上万212	5	固定バッチ式	昭和46.9	495	0.37	70
	大山町環境美化センター	大山町豊房	12	機械化バッチ式	56.1	49	0.21	8
名和町	名和町塵芥処理場	名和町大字大塚 877-2	3	固定バッチ式	44.4	430	0.85	26
			5	機械化バッチ式	51.4	1,362	0.90	82
中山町	中山町営塵芥処理場	中山町羽田井字 中山原1,419-226	5	〃	49.7	1,536	1.07	81
日野町	日野町塵芥処理場	日野町黒坂187	3	固定バッチ式	45.7	520	0.58	22
			5	機械化バッチ式	53.4	869	0.91	37
日南町	日南町ごみ焼却場	日南町生山450	7	固定バッチ式	48.5	1,324	0.71	40
江府町	江府町塵芥処理場	江府町江尾475	2	〃	45.2	451	0.71	16
			5	機械化バッチ式	54.4	1,127	0.71	38
溝口町	溝口町ごみ処理場	溝口町上野カマ谷 110-1	2	固定バッチ式	45.4	0	0.00	0
			7	〃	50.4	1,767	0.82	132
計			890			13,495.3		13,152

表127 粗大ごみ処理施設

(昭和56年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型式	A 公称能力 (t/日)	稼動開始 年月	B 年間処理実績 (t/年)	計量	C 稼動日数
中部広域行政管理組合	向山清掃工場	圧縮・破砕併用	50	昭和48.4	4,129	有	274
西部広域行政管理組合	中海処理場	圧縮・破砕併用	100	48.8	9,692	有	273
計			150		13,821		

3 最終処分場

収集された廃棄物は、焼却、破碎等、物理的・化学的又は、生物学的な方法により減量、安定化され生活環境の保全上支障の少ないものとして自然の受容能力の中に包含されなければならない。

現在のところ本県においては、海洋投棄は行われていないので、市町村が設置しているごみ処理施設から排出される焼却残灰及び収集された不燃物等は、最終処分場において埋立処分されている。

市町村が確保している最終処分場は表 128 に示すとおりであるが 今後生活様式の変化等に伴いごみの中に含まれる不燃性分の増大及び既存の処理場の埋立完了に伴い新たな用地の確保を関係市町村において検討してゆく必要がある。

表 128 ごみ埋立処分地整備状況

(昭和56年3月末現在)

市町村名	埋立地名	所在地	埋立て 開始 年月	埋立て 終了 予定年月	面積 (m^2)	全体容量 (m^3)	残余容量 (m^3)	55年度 埋立て 実績 ($t/年$)	
鳥取市	晩稲不燃物処理場	鳥取市晩稲53	昭和51.7	昭和57.3	38,000	95,000	11,300	15,905	
東部広域 行政管理組合	高草清掃工場	鳥取市里仁637 18	47.8	59.3	25,000	255,000	70,016	20,390	
岩美町	岩美町清掃工場灰捨場	岩美町大字恩志	53.9	62.8	950	5,700	4,778	320	
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益	46.12	60.3	950	4,100	1,693	492	
福部村	福部村残渣処分地	福部村大字中	50.4	66.3	881	1,762	1,381	74	
河原町	河原町ごみ埋立地	河原町大字中井	47.4	57.3	5,700	9,600	2,044	858	
若桜町	若桜町営不燃物処理場	若桜町大字浅井	46.4	60.3	4,000	20,000	8,991	947	
佐治・用瀬 ごみ処理施設 組合	佐治・用瀬ごみ処理施設最終処分場	佐治村葛谷	54.8	64.7	200	600	377	63	
気高郡 衛生施設組合	組合灰捨場	青谷町大字青谷	49.4	57.3	800	3,200	618	522	
中部広域 行政管理組合	向山埋立地	倉吉市和田東町	44.8	57.3	6,000	17,000	3,500	3,545	
	東伯埋立地	東伯町大字田越	49.12	60.3	10,000	100,000	86,853	1,147	
	岡埋立地	倉吉市岡	55.12	56.12	6,984	20,243	1,200	12,458	
名和町	名和町焼却残渣埋立地	名和町西坪	50.6	57.3	700	600	36	108	
大山町	大山町不燃物処理場	大山町豊房	53.4	58.3	500	10,000	7,046	854	
日吉津村	日吉津村灘浜埋立地	日吉津村日吉津	46.4	56.3	100	750	0	23	
境港市	不燃物埋立地	境港市渡町119	46.5	59.3	11,827	59,135	19,199	3,815	
淀江町	佐陀不燃物処理場	淀江町大字佐陀字灘浜	51.4	60.3	892	3,570	1,939	191	
西部広域行政 管理組合	米子市 祇園町沖	米子市祇園町二丁目	47.11	62.3	235,700	941,600	516,600	10,000	
計						349,184	1,547,860	737,571	71,712

4 し尿浄化槽

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴い、便所の水洗化への動きは、とみに高まりし尿浄化槽の設置基数は急激に増加しており、昭和56年度末には、18,732基を数えている。

しかし、これらのし尿浄化槽は、必ずしも適切に維持管理等がされているものばかりとは言えず、その放流水による公共水域の水質汚濁、悪臭の発生等が問題となることもあり、これらの維持管理について十分指導監督を強化してゆく必要がある。

し尿浄化槽の設置基数の推移及び保健所別設置基数は、それぞれ図7及び表129に示すとおりであるが、激増する浄化槽の設計施工及び維持管理等を適正にさせ生活環境の保全上の支障とならないよう指導するため、昭和52年1月鳥取県し尿浄化槽指導要綱を策定し、市町村及び関係業界と協力してこれに当たっているところである。

図7 し尿浄化槽設置基数の推移

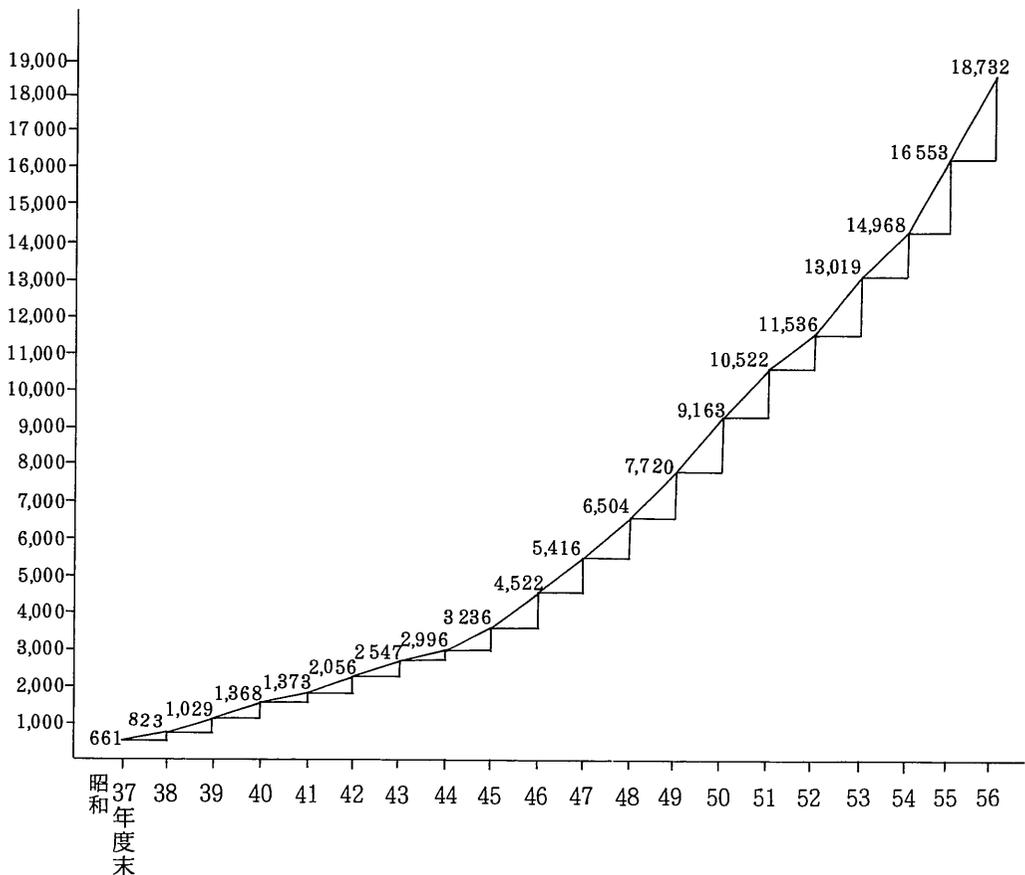


表129 保健所別し尿浄化槽設置基数

(昭和57年3月31日現在)

人槽	保健所	鳥取	郡家	倉吉	米子	根雨	計
～	20	4,635	1,281	3,100	5,042	266	14,324
21	～ 50	655	121	690	1,024	65	2,555
51	～ 100	309	52	270	434	49	1,114
101	～ 200	122	21	111	162	20	436
201	～ 300	38	11	47	57	6	159
301	～ 500	29	5	25	35	4	98
小計		5,788	1,429	4,243	6,754	410	18,686
501	～ 1,000	15	2	4	17	1	39
1,001	～ 2,000	2			3		5
2,001	～ 3,000			1	1		2
小計		17	2	5	21	1	46
合計		5,805	1,493	4,248	6,775	411	18,732

5 廃棄物関係監視 指導状況

廃棄物処理法第19条に基づく立入検査状況は表130のとおりである。

表130 廃棄物関係監視 指導状況

(昭和56年度)

立入場所	保健所		鳥取		郡家		倉吉		米子		根雨		合計	
	立入 検査件数	理化学 検査件数	立入 検査件数	理化学 検査件数	立入 検査件数	理化学 検査件数	立入 検査件数	理化学 検査件数	立入 検査件数	理化学 検査件数	立入 検査件数	理化学 検査件数	立入 検査件数	理化学 検査件数
一般 廃棄物	し尿処理施設	12	12			14	26	49	48	4	3	79	89	
	し尿浄化槽	729	112	366	72	840	70	924	126	130	55	2989	435	
	ごみ処理施設	24	10	12	10	28	28	39	33	22	1	125	82	
	粗大ごみ 処理施設	2				3		1				6		
	その他	14				22						36		
	小計	781	134	378	82	907	124	1,013	207	156	59	3,235	606	
産業 廃棄物	排出事業所	31	10			60	1	20	2	4		115	13	
	産業廃棄物 処理業者	1				2		6				9		
	産業廃棄物 中間処理施設	10				2		15	10			27	10	
	産業廃棄物 最終処分場	41	29			12		5	7			58	36	
	その他	11	10			9						20	10	
	小計	94	49			85	1	46	19	4		229	69	
その他	下水道終末 処理施設	24	24					30	23			54	47	
合計	899	207	378	82	992	125	1,089	249	160	59	3,518	722		

第2節 産業廃棄物の現況

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、生産活動の拡大と消費生活の向上により増加の一途をたどり、また、質的にも多様化する状況にある。

本県においては、昭和50年に鳥取県産業廃棄物処理計画を策定し、処理対策を推進してきたところであるが、社会情勢の変化あるいは法の改正等による新たな状況に対処するため、昭和56年度に産業廃棄物実態調査を行い、これを基に昭和57年7月に計画目標年度を昭和65年度とする新処理計画を策定した。

1 産業廃棄物処理計画の概要

(1) 産業廃棄物の発生状況

昭和55年における産業廃棄物の発生量は、表131のとおりであり、2,848,631トンと推計される。

業種別では、製造業が1,326,589トン/年と発生量の46.6%を占め最も多く、次いで農業919,466トン/年の32.3%であり、以下鉱業111%、建設業7.2%となっている。

種類別では、無機性汚でいが1,040,803トン/年と36.5%を占め最も多く、次いで家畜ふん尿916,580トン/年の32.2%、有機性汚でい666,622トン/年の23.4%となっている。

また、地域別では、西部地域1,556,397トン/年の54.6%、東部地域860,547トン/年の30.2%、中部地域431,687トン/年の15.2%の順となっている。

表131 昭和55年全域推計発生量

(t/年)

	総計	漁業	鉱業	製造業	卸・小売業	道路運送業	電気・ガス水道業	サービス業	建設業	農業
総計	2848631	111	316319	1326589	4174	980	70886	4851	205255	919466
燃えがら	1915	0	0	1910	0	0	0	0	5	-
汚でい	1707425	0	280035	1184385	907	58	70723	913	170404	-
無機性汚でい	1040803	0	280035	589009	907	58	0	390	170404	-
有機性汚でい	666622	0	0	595376	0	0	70723	523	0	-
廃油	2365	75	1	404	1309	140	5	411	20	-
一般廃油	2302	71	1	364	1291	140	5	410	20	-
固型油	14	0	0	14	0	0	0	0	0	-
油でい	49	4	0	26	18	0	0	1	0	-
廃酸	1469	0	0	1412	0	0	0	57	0	-
廃アルカリ	73	0	0	52	0	0	0	21	0	-
廃プラスチック類	5900	25	0	2589	829	544	2	333	47	1531
廃プラスチック	4460	25	0	2581	45	16	2	213	47	1531
廃タイヤ	1440	0	0	8	784	528	0	120	0	-
紙くず	7011	-	-	7011	-	-	-	-	-	-
木くず	69556	-	-	69556	-	-	-	-	-	-
繊維くず	479	-	-	479	-	-	-	-	-	-
動物性残さ	22726	-	-	22726	-	-	-	-	-	-
ゴムくず	19	0	0	19	0	0	0	0	0	-
金属くず	21013	11	99	17533	1113	231	146	1218	662	-
ガラスくず及び陶磁器くず	9202	0	0	7019	16	7	10	1898	252	-
鉱さい	48330	0	36184	11237	0	0	0	0	909	-
建設廃材	33047	0	0	91	0	0	0	0	32,956	-
ダスト類	166	0	0	166	0	0	0	0	0	-
家畜ふん尿	916580	-	-	-	-	-	-	-	-	916580
家畜の死体	1355	-	-	-	-	-	-	-	-	1355

図8 業種別発生量

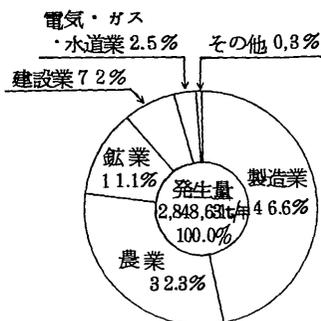


図9 種類別発生

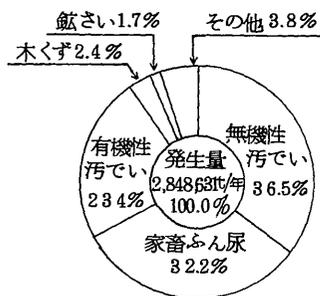
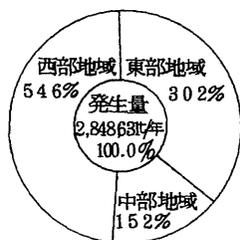


図10 地域別発生量



(2) 産業廃棄物の処理・処分状況

ア 処理 処分の概要（農業及び水道業を除く。）

実態調査によって推計された産業廃棄物発生量（農業及び水道業を除く。）は1,858,442トン/年で、その処理 処分状況は表132のとおりである。これによると、発生量の84.1%に当たる1,562,575トン/年が何らかの形で中間処理され、2.32%に当たる430,058トン/年が最終的な処分の対象となっている。処分の内訳については、処分対象量の75.2%が再生利用され、24.1%が埋立処分されている状況となっている。

表132 種類別処理・処分状況（農業及び水道業を除く）

（ t / 年 ）

	発生量	中間処理量	処分対象量	処 分 の 内 訳		
				再生利用量	埋立処分量	保管・その他
総 計	1,858,442 (100.0)	1,562,575 (841)	430,058 (23.2) <100.0>	323,356 (174) <75.2>	103,826 (56) <24.1>	2,876 (0.2) <0.7>
無機性汚でい	1,040,803 (100.0)	1,004,108 (96.5)	139,897 (13.4) <100.0>	103,034 (99) <73.6>	36,799 (35) <26.3>	64 (0.0) <0.0>
有機性汚でい	595,899 (100.0)	519,852 (87.2)	87,137 (14.6) <100.0>	75,996 (128) <87.2>	10,983 (18) <12.6>	158 (0.0) <0.2>
木 く ず	69,556 (100.0)	13,682 (19.7)	56,581 (81.3) <100.0>	49,886 (71.7) <88.2>	6,610 (9.5) <11.7>	85 (0.1) <0.1>
鉞 さ い	48,330 (100.0)	12,411 (25.7)	48,330 (100.0) <100.0>	37,675 (78.0) <78.0>	10,491 (21.7) <21.7>	164 (0.3) <0.3>
建 設 廃 材	33,047 (100.0)	3,780 (11.4)	33,047 (100.0) <100.0>	5,613 (17.0) <17.0>	25,701 (77.8) <77.8>	1,733 (5.2) <5.2>
動植物性残さ	22,726 (100.0)	1,271 (5.6)	21,479 (94.5) <100.0>	21,172 (93.2) <98.6>	275 (1.2) <1.3>	32 (0.1) <0.1>
そ の 他	48,081 (100.0)	7,471 (15.5)	43,587 (90.7) <100.0>	29,980 (62.4) <68.8>	12,967 (27.0) <29.7>	640 (1.3) <1.5>

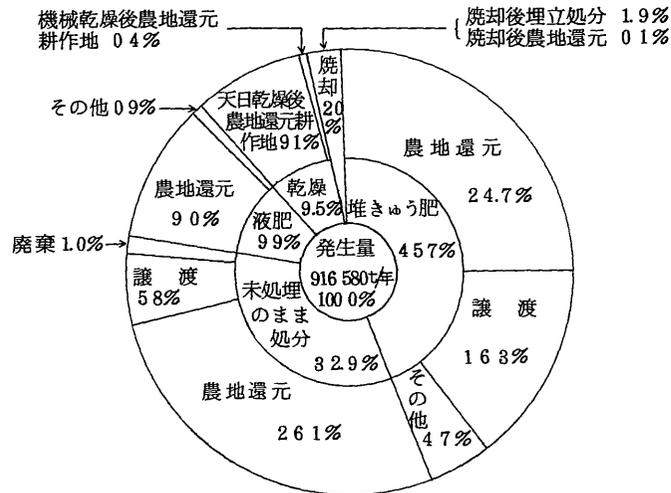
備考 () 発生量に対する割合
 < > 処分対象量に対する割合

イ 農業からの産業廃棄物の処理 処分状況

(ア) 家畜ふん尿

家畜ふん尿の発生量は、916,580トン/年と推計され、その処理・処分状況は図1のとおりであり、ほとんどが堆きゅう肥、液肥とし、あるいは未処理のまま肥料として農地還元（再生利用）されており、有効利用されていないものは廃棄及び廃却後埋立処分であるがそれぞれ1.0%、1.9%となっている。

図11 家畜ふん尿の処理・処分状況

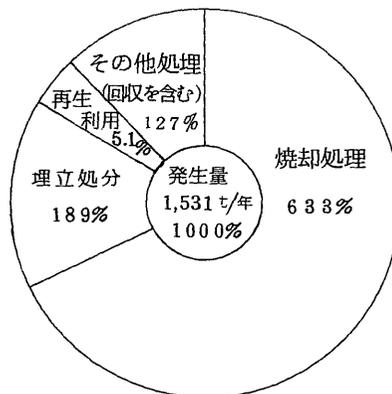


(イ) 農業用廃プラスチック

農業用廃プラスチックの発生量は、1,531トン/年となっており、その処理・処分状況については図12のとおり焼却処理が最も多く63.3%を占め、以下埋立処分18.9%、回収等その他処理12.7%、再生利用5.1%となっている。

図12 農業用廃プラスチックの処理・処分状況

(県農林水産部調査による)



ウ 水道業からの産業廃棄物の処理・処分状況

水道業からの産業廃棄物は、下水道終末処理場から発生する有機性汚水であり、その発生量は70,723トン/年(県土木部調査による)となっており、脱水・焼却等中間処理により892トン/年に減量された後、焼却灰として埋立処分されている。

(3) 処理計画

実態調査の結果から、昭和60年及び65年の産業廃棄物発生量を予測すると表133のとおりであり、昭和60年において約342万トン、昭和65年において約379万トンとなることが予測される。これらの産業廃棄物発生量の増加を踏まえて処理計画を定め、より適正な処理を図ることとした。

ア 処理責任の明確化

事業者は、法に規定される事業者処理責任に基づき中間処理施設の整備、共同処理の推進等により適正な処理を行うとともに、廃棄物の資源化、再生利用に努める。

産業廃棄物処理業者は、事業者の責務を補完する立場であることを自覚した上で、中間処理施設及び最終処分場の整備、処理技術の向上に努め、適正な処理を行うものとする。

また、市町村は一般廃棄物の処理計画との整合性を図り、一般廃棄物との併せ処理に努めるものとし、県は、事業者等の行う産業廃棄物の処理及び資源化・再生利用に関し必要な指導・助言を行うとともに、円滑な事業推進が図られるよう、処理技術等の情報の収集・提供、広報活動の実施に努める。

イ 方法別処理・処分

産業廃棄物の処理に当たっては、保管、収集・運搬、中間処理、最終処分の流れに沿ってそれぞれ法に定める基準により適正に行うとともに、再生利用の促進を図る。

また、保管施設、収集・運搬容器及び車両は産業廃棄物の性状等に応じた構造のものを用い、中間処理施設及び最終処分場の設置に当たっては、周辺の生活環境の保全に配慮する。

処分の実施に当たっては、適切な処理技術並びに処理施設を用いて、産業廃棄物の減量化、安定化、無害化を図り、地下水及び公共用水域の汚染等二次公害の発生防止に十分配慮して埋立処分を行うこととする。

ウ 種類別処理・処分

無機性汚水では、本県の産業廃棄物発生量の37%を占めるが、最も多い窯業・土石製品製造業並びに鉱業からの砂利洗浄汚水については、排出場所において脱水・乾燥の処理を行った後、再利用に努めるものとし、他の無機性汚水については無害であることを確認して埋立処分することとする。有機性汚水については、焼却等中間処理後埋立処分するとともに、農地還元する等再生利用を図ることとする。いずれにしても、中間処理施設の整備等により減量化に努めるものとする。

家畜ふん尿は、産業廃棄物発生量の32%を占めているが、そのうち97%が農地還元等有効利用されている現状から、有機質肥料源としての有効利用を更に推進するものとする。

また、木くず、紙くず、繊維くず等焼却可能なものについては、焼却後埋立処分することとし、建設廃材、ガラスくず及び陶磁器くず等については、破碎等適切な中間処理後土地造成等への再利用を推進するものとする。

表133 業種別将来予測結果

	昭和55年		昭和60年		昭和65年	
	発生量 (t/年)	指数	発生量 (t/年)	指数	発生量 (t/年)	指数
製造業	1,326,589	100.0	1,659,901	125.1	1,996,372	150.5
農業	919,466	100.0	1,019,929	110.9	1,094,779	119.1
鉱業	316,319	100.0	349,623	110.5	382,928	121.1
建設業	205,255	100.0	252,554	123.0	299,855	146.1
その他	81,002	100.0	136,995	169.1	12,442	15.4
計	2,848,631	100.0	3,419,002	120.0	3,786,376	132.9

備考 昭和65年の「その他」については、水道業から発生する汚水について現時点で計画値が設定されていないため、発生量が少なくなっている。

(4) 処理計画の推進

計画の推進に当たって、県は、広報を実施して、事業者及び処理業者に対する処理責任と適正処理の認識、一般住民に対する産業廃棄物の正しい認識と法の趣旨の理解を図るとともに、事業者及び処理業者への監視・指導を強化して、適正な処理・処分の推進を図るものとする。

事業者は、製造工程等産業廃棄物の発生過程の見直し等により発生量を抑制すると同時に、資源化・再生利用の促進により処理の合理化を図るとともに、適切な処理施設の設置及び最終処分場用地の確保等に努めるものとする。

(5) 産業廃棄物処理専門部会

昭和50年に策定した産業廃棄物処理計画実施指導方針に基づき設置した産業廃棄物処理専門部会については、現状にあった構成に再編成の上、必要に応じて開催し、適正な処理方針を策定するものとする。

2 産業廃棄物処理業の許可の現況

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないが、本県における許可の現況は表134のとおりである。

産業廃棄物処理業者に対しては、処理設備の整備等の指導により、適正処理の推進を図るものとする。

表134 産業廃棄物処理業の許可の現況

(昭和57年3月末現在)

業の種類		取り扱う産業 廃棄物の分類	安定型 産業廃棄物	管理型 産業廃棄物	廃油類	廃酸 廃アルカリ	分類計 (実業者数)
県 内 業 者	収 集 ・ 運 搬		6	10	5	0	21 (15)
	収 集 ・ 運 搬、中 間 処 理		1	2	1	0	4 (4)
	収 集 ・ 運 搬、最 終 処 分		4	5	0	0	9 (6)
	収 集・運搬、中 間 処 理、最 終 処 分		1	1	1	0	3 (1)
県 外 収 集 運 搬 業 者			23	21	13	9	66 (43)

備考 (1) 安定型産業廃棄物とは、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材をいう。

(2) 管理型産業廃棄物とは、安定型産業廃棄物、廃油類、廃酸、廃アルカリ以外の産業廃棄物をいう。

第 9 章 中小企業者に対する貸付け

(1) 県では、企業が公害防止施設を設置する場合に、企業の公害防止を側面から援助するため、昭和46年度から、公害防止施設整備に対する貸付けを行っている。

表135 鳥取県公害防止資金貸付制度（昭和57年度）

貸付対象	中小企業者又は事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	3,000万円以内
貸付利率	年6.3%以内（保証付の場合年6.0%以内）
返済方法	7年以内（1年以内の据置きを含む。）
取扱金融機関	商工組合中央金庫鳥取支店

昭和48年以降の貸付実績は、下表のとおりである。

表136 公害防止資金貸付実績

年 度	貸 付 件 数	貸 付 金 額
昭和51	7 件	7,900 万円
52	7	10,000
53	8	8,177
54	11	15,288
55	5	7,380
56	4	10,800

表137 施設別貸付実績

年 度	汚水処理施設		ばいじん防止施設		そ の 他	
	件 数	貸付金額	件 数	貸付金額	件 数	貸付金額
昭和51	6件	5,900万円	一件	一万円	1件	2,000万円
52	7	10,000	—	—	—	—
53	6	7,599	2	578	—	—
54	11	15,288	—	—	—	—
55	5	7,380	—	—	—	—
56	3	9,000	1	1,800	—	—

(2) 中小企業近代化資金助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付け

表138 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭和51	2 件	1,436万円	汚水処理施設
52	1	223	
53	4	2,045	3 その他1
54	4	2,750	
55	2	1,441	
56	—	—	

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付け

表139 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績

年度	制度 貸付実績	(産業公害防止貸付)		(公害貸付)	
		中小企業金融公庫 件数	金額	国民金融公庫 件数	金額
昭和51		9件	15,350万円	1件	90万円
52		4	8,400	1	600
53		8	36,100	2	370
54		2	22,000	1	160
55		2	5,000	7	4,050
56		1	3,000	—	—

(4) 公害防止事業団貸付け

表140 公害防止事業団貸付実績

年度	件数	金額	対象施設
昭和53	1件	1,800万円	廃棄物処理施設
54	1	12,000	汚水処理施設
55	2	9,900	産業廃棄物処理施設(6,900万) 汚水処理施設(3,000万)
56	—	—	

第10章 公害紛争処理 公害苦情等

第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また、被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に、昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県機関とがあり、都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を選出し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

第2節 公害苦情受理処理状況

1 公害苦情受理状況（県、市町村新規受理分）

(1) 昭和56年度における本県の公害苦情受理状況は、209件であり、昭和55年度173件に比べて36件増加している。

(2) 年度別公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

公害の種類	年度	昭和51	52	53	54	55	56
大気汚染		26	16	24	11	3	16
水質汚濁		38	37	59	44	34	34
騒音		42	36	35	37	36	37
振動		6	1	5	3	7	4
悪臭		33	35	40	32	17	29
土壌汚染		3	-	-	-	-	1
その他		32	45	34	44	76	88
計		180	170	197	171	173	209

公害の種類別苦情は、昭和56年度受理件数中では、水質汚濁34件（16%）、騒音37件（18%）、悪臭29件（14%）、大気汚染16件（8%）、振動4件（2%）、その他88件（42%）となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、米子市63件(前年度71件)を最高に、鳥取58件(前年度38件)、倉吉市35件(前年度19件) 佐治村10件(前年度1件)、赤碓町6件(前年度5件)の順となっている。

2 公害苦情の処理状況

昭和56年度における公害苦情件数209件中解決したもの201件で、解決率は96%となっている。昭和56年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

公害の種類 \ 区分	受理件数 A	解決件数 B	解決率 ($\frac{B}{A} \times 100$) %
大気汚染	16	16	100
水質汚濁	34	31	91
騒音	37	35	95
振動	4	4	100
悪臭	29	26	90
その他	89	89	100
計	209	201	96

3 公害の種類別発生源内訳

公害の発生源別では、製造業50件(24%)、畜産業21件(10%)、商店飲食店22件(11%)、家庭20件(10%)、建築土木工事10件(5%) その他84件(40%)となっている。

種類 \ 発生源	製造業	建築土木工事	交通機関	畜産業	家庭	商店飲食店	その他	計
大気汚染	9	-	-	-	-	2	5	16
水質汚濁	8	-	-	8	4	4	10	34
騒音	11	5	-	-	-	9	12	37
振動	-	-	2	-	-	1	1	4
悪臭	6	-	-	8	2	2	11	29
その他	16	5	-	5	14	4	45	89
計	50	10	2	21	20	22	84	209

公害の種類別件数（新規）

区分 市町村名	大 気	水 質	土 壤	騒 音	振 動	悪 臭	計	その他	合 計
鳥 取 市	8	12		19	3	9	51	7	58
米 子 市				7		1	8	55	63
倉 吉 市	3	6		6		8	23	12	35
境 港 市	1	1				1	3		3
岩 美 郡									
国 府 町									
岩 美 町									
福 部 村	1						1		1
八 頭 郡									
郡 家 町									
船 岡 町									
河 原 町		1					1		1
八 東 町		2					2	1	3
若 桜 町									
用 瀬 町									
佐 治 村								10	10
智 頭 町									
気 高 郡									
気 高 町									
鹿 野 町									
青 谷 町		1			1		2		2
東 伯 郡									
羽 合 町	1						1		1
泊 村									
東 郷 町									
三 朝 町									
関 金 町									
北 条 町	1	1		2		1	5		5
大 栄 町						1	1		1
東 伯 町	1	1		2		1	5		5
赤 碓 町		3				3	6		6
西 伯 郡									
西 伯 町		1				1	2		2
会 見 町			1				1		1
岸 本 町									
日 吉 津 村									
淀 江 町									
大 山 町									
名 和 町						1	1	1	2
中 山 町		1					1		1
日 野 郡									
日 南 町				1			1		1
日 野 町									
江 府 町									
溝 口 町									
県 計		4				2	6	2	8
計	16	34	1	37	4	29	121	88	209

昭和56年度公害苦情件数

市町村名	区分	新規	繰越	合計	処 理 (解 決)	翌 年 繰 越	合計	備 考
鳥取市		58	2	60	58	2	60	
米子市		63	2	65	61	4	65	
倉吉市		35	1	36	33	1	34	その他2
境港市		3		3	3		3	
岩美郡								
国府町			1	1		1	1	
岩美町								
福部村		1		1	1		1	
八頭郡								
那家町								
船岡町			1	1		1	1	
河原町		1		1	1		1	
八東町		3		3	3		3	
若桜町								
用瀬町								
佐治村		10		10	10		10	
智頭町								
気高郡								
気高町								
鹿野町								
青谷町		2	2	4	4		4	
東伯郡								
羽合町		1		1				他へ移送
泊村								
東郷町								
三朝町			1	1		1	1	
関金町								
北条町		5	2	7	7		7	
大栄町		1	2	3	2	1	3	
東伯町		5		5	5		5	
赤碕町		6	1	7	4	3	7	
西伯郡								
西伯町		2		2	2		2	
会見町		1		1	1		1	
岸本町								
日吉津村			2	2		2	2	
淀江町			1	1		1	1	
大山町								
大名町		2		2	2		2	
中山町		1		1				他へ移送
日野郡								
日南町		1		1	1		1	
日野町								
江府町								
溝口町								
県計		8	2	10	8	2	10	
		209	20	229	206	19	225	

第3節 企業の公害防止管理者等の設置

公害防止管理者等の設置

昭和46年6月制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務付けられ、このほか、従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者等を選任している工場数は48工場である。

表141 公害防止管理者等設置状況

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者	
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種					
⑱ 食 料 品 製 造 業	5	2 (2)				5 (5)									
⑲ た ば こ 製 造 業	2	2 (2)				2 (2)									
⑳ 織 維 工 業	2					2 (1)									
㉒ 木 材、木 製 品 製 造 業	2	1 (1)				2 (2)									
㉔ パ ル プ、紙、紙 工 品 製 造 業	2	2 (2)			1 (1)	1 (1)			1 (1)	1 (1)					1 (1)
㉗ 石 油、石 炭 製 品 製 造 業	8	3 (3)				8 (6)									
㉓ 窯 業、土 石 製 品 製 造 業	14	6 (6)				1 (1)						14 (12)			
㉑ 鉄 鋼 業	1	1 (1)			1 (1)										
㉙ 金 属 製 品 製 造 業	7	2 (2)						4 (2)		1 (1)	1 (1)			2	
㉚ 一 般 機 械 器 具 製 造 業	2	2 (2)				1 (1)					2 (2)			2 (2)	
㉝ 電 気 機 械 器 具 製 造 業	2	2 (2)				1 (1)		2 (2)			1 (1)			1 (1)	
㉞ カ ス 業	1	1 (1)				1									
計	48	24 (24)			2 (2)	24 (20)		6 (6)	1 (1)	2 (2)	4 (4)	14 (12)		5 (3)	1 (1)

(注) 1 業種番号、業種名は日本産業分類による。

() は、代理者の数である。

第4部 鳥取県を美しくする運動

1 鳥取県を美しくする運動

県民のすべてが健康で文化的な生活を営むためには、生活環境を清潔で快適なものにする必要がある。

ごみのない清潔な生活環境づくりは、我々県民に課せられた義務であり、県・市町村の積極的な施策とともに、県民一人一人の正しい理解と協力を得て強力に推進してゆく必要がある。

このため、昭和46年から市町村及び各種関係団体の協力のもとに「鳥取県を美しくする運動」を実施し、県民の環境保全意識を高揚し、河川、海岸等公共の場所からごみを一掃する運動を展開してきた。

昭和56年度の事業実施結果は次のとおりである。

(1) 運動期間 昭和56年10月1日～10月31日

(2) 運動内容

ア 広報活動

ポスターを500枚作成し、保健所 市町村に配布し、併せて市町村広報紙に運動の趣旨を掲載するとともに、有線放送等を通じて運動への参加と意識の高揚を図った。

イ 知事表彰

地域環境美化に功績のあった団体に対し知事表彰を行った。

ウ 清掃活動

市町村、各種団体、自治会等が中心となり河川 湖沼、海岸、公園等の清掃を実施するとともに不法投棄ごみの除去を行った。

エ 不法投棄の監視指導

市町村・保健所が、不法投棄の監視指導パトロールを実施した。更に警察の協力を得て不法投棄者の監視取締パトロールを実施した。

オ ごみ容器、立札の設置

公共の場所にごみ容器を設置するとともに、不法投棄をしないよう立札を設置した

カ 各種会合

美化意識の高揚を図るための会合を開くとともに、浄化槽の設置者に対し維持管理講習会を実施した。

2 環境週間

昭和47年国連総会において毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議され、これを受けて我が国においても、この日を初日とする1週間を「環境週間」とすることとされた。

この週間は、環境問題に対する認識を深め、公害防止や自然環境保全を強力に推進するための全国運動を展開しようとするものであるが、本県においても、この趣旨に沿って市町村及び各種団体の協力のもとに多彩な行事を実施し、環境保全についての意義を広く県民に普及し、啓もうに努めるため各種の行事を行っているが、昭和56年度の実施状況は表142に示すとおりである。

表142 昭和56年度環境週間行事実施状況一覧表

行事名	実施主体	協力	行事内容	行事成果	備考												
環境週間ポスターの掲示	県 市町村	-	環境庁ポスター700枚を市町村、保健所、土木出張所等に配布														
市町村広報	市町村	-	有線放送13市町村で延べ38回放送 広報車7市町村で延べ8回巡回 広報紙10市町村で延べ10回配布														
研修会	県	市町村	6月18日(木) 鳥取県庁会議室で県、市町村の公害担当職員を対象とした公害問題に関する研修を実施した。	80名参加													
記念集会	市町村	-	環境保全関係団体による環境問題に対する意見交換を実施した。	4市町で124名参加													
事業場水質調査	県	-	県下の水質汚濁防止法の55特定事業場に対し水質調査を行った。														
環境整備調査	市町村	-	工場、事業場の点検とごみの不法投棄の実態調査及びごみの除去	工場事業場の点検 8市町村で71事業所 不法投棄場所の実態調査 14市町村で34か所を確認、67トンのごみを除去した。													
交通公害環境調査	県 市	-	交通ひん繁地区における大気騒音振動の調査を行った。	4市16地点で延べ4日間80回測定(一酸化炭素については4地点で24時間連続自動測定)	調査結果 表108 表92												
整備不良車の監視取締り	県警本部 陸運事務所	-	整備不良車の一斉取締り	検査車輛数 162台													
				<table border="1"> <tr> <td>処分状況</td> <td>整備命令</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>整備通告書</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警告</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>19</td> </tr> </table>	処分状況	整備命令	0		整備通告書	0		警告	19		計	19	
処分状況	整備命令	0															
	整備通告書	0															
	警告	19															
	計	19															
海浜、河川、湖沼等公共場所の清掃	県 市町村	-	海浜、河川、湖沼等公共の場所の清掃を行った。	18市町村で65,000名参加して清掃した。													